

令和 8 年度さいたま市介護職員等処遇改善加算取得促進支援事業 仕様書

1 事業の目的

社会保険労務士の資格を有する者のうち、介護保険サービス事業者の介護職員等処遇改善加算の取得に関する知識・経験のある者が、セミナー及び個別相談により、市内介護保険サービス事業所の賃金体系の整備など総合的な職場環境の整備を支援することで、処遇改善加算の取得を促進し、介護人材の確保及び定着を図る。

2 事業の対象

(1) 対象サービスの種類

介護職員等処遇改善加算対象事業所

(2) 対象事業所

ア セミナー

市内の処遇改善加算対象事業所

イ 個別相談

処遇改善加算未取得または処遇改善加算Ⅲ・Ⅳを取得している市内の介護事業所

3 事業内容

(1) セミナー

ア 内容

- ・介護保険サービス施設・事業所キャリアパス構築支援に係るセミナーを実施する。
- ・処遇改善加算を新規取得または上位区分を取得するための賃金の改善、キャリアパスの構築、職場環境の改善等に関するセミナーの実施及び広報等運営に付随する一切の業務を行うものとする。
- ・セミナーの講師は、社会保険労務士の資格を有する者のうち、指定介護保険サービス事業者等の介護職員等処遇改善加算の取得に関する知識・経験のある者を充てることとする。
- ・広く周知するためのセミナーを開催し、処遇改善加算取得または拡充に係る取り組みについて事業主の意識向上を図ること。
- ・1 回あたりの開催時間は概ね 2 時間程度とする。

イ 開催日及び開催方法

- ・契約期間内に 2 回実施する。実施日時については委託者に相談するものとする。
- ・オンラインで実施することとし、リアルタイム配信とする。また、リアルタイム配信中に参加者が質問できるようにすること。

(2) 個別相談

ア 内容

- ・介護保険サービス施設・事業所における加算取得支援に向けた専門相談員による個別相談（訪問を含む）を行う。
- ・対象事業所に対し個別相談の周知を行い、事業所からの申込を受け付ける。
- ・処遇改善加算がⅢまたはⅣもしくは未取得の事業所（令和 8 年 8 月 1 日時点で 306 事業所）及び新規事業所（新規指定時に加算未申請：20 事業所前後）について、原則としてその全てに対し、処遇改善加算を算定するよう働きかけを行い、個別相談及びセミナーを通じ、処遇改善加算を取得させるよう努めること。
- ・処遇改善加算を取得するための賃金の改善、キャリアパスの構築、職場環境の改善等に関する事業者からの相談に応じ、個別相談の実施による助言及び指導を行う。
- ・個別相談に応じる専門相談員はセミナーの講師と同様、社会保険労務士の資格を有する者のうち、指定介護保険サービス事業者等の介護職員等処遇改善加算の取得に関する知識・経験のある者を充てること。
- ・加算既取得事業所に対しては、上位区分を取得することを目的とし、各種要件について説明を行う。

イ 実施方法

- ・原則として、相談支援を望む事業所からの申請に基づいて行うこと。個別相談の方法は、事業所からの要望に応じて、訪問又はオンライン等での対応を行うこと。
- ・個別相談を希望する事業者との調整は受託者が行うこと。

ウ 相談回数及び延相談回数

- ・相談回数
1 事業所当たり、同一年度内で原則 2 回以内とする。ただし、申込事業所、受託者及び委託者の 3 者が必要と判断したときは、相談回数を 3 回までとする。
- ・延相談回数
延べ 85 回を上限として相談に応じること。

4 報告事項

- ・個別相談については実施月の翌月末までにひと月分の個別相談状況をまとめた実施状況報告書 1 部をさいたま市に提出すること。
- ・セミナーについては実施月の翌月末までに実施状況報告書 1 部とセミナーで使用了資料一式をさいたま市に提出すること。
- ・事業終了後には事業完了報告書 1 部をさいたま市に提出すること。事業完了報告書には、

個別相談及びセミナーの実施結果等、さいたま市が指示する内容を記載すること。

また、未取得事業所への働きかけの際、未取得の理由を聴取し報告書に記載すること。

なお、実施状況報告書と事業完了報告書の提出時期が重複する場合は、事業完了報告書の提出のみで足りることとする。

事業完了後、事業の実施結果について業務完了報告書を1部提出すること。提出にあたっては、相談結果の概要及び件数等がわかる書類を添付すること。

5 履行期間

令和8年9月15日～令和9年3月12日

6 留意事項

- ・受託者は、十分な危機管理対策を講じた上でセミナーを開催するとともに、個別訪問する。
- ・受託者は、事業に関する苦情に対応し、その解決に努めなければならない。
- ・受託者の業務遂行にかかる費用については、全て受託者の負担とする。

7 その他

本仕様書について疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、委託者及び受託者の協議の上定めるものとする。